

新型コロナウイルス感染症に係る

労災診療費の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、労災診療費の臨時的な取扱いについて、健康保険を準拠し、次のとおりとなります。

- ① 初診から電話等を用いた診療により診断や処方をするこゝも、健康保険に準じて認められ、労災診療費算定基準に規定されている初診料（3,820円）で算定することとします。
- ② 電話を用いた再診料（診療報酬におけるA001に対応するもの）は、労災診療費算定基準に規定されている再診料（1,400円）を算定することとします。
（A002適用の医療機関は健康保険準拠となります。）
- ③ 再診時療養指導管理料（920円）についても、電話等を用いて行った診療の際には算定不可としていますが、診療報酬が臨時的な取扱いをされる間、電話等再診（1,400円）と合わせて算定できることとします。

なお、当該臨時的取扱いは、診療報酬（健康保険）において臨時的な取扱いがなされる間までとなりますので、ご注意ください。